

条例制定の背景（課題）

人口減少
少子高齢化

社会を支える担い手の不足

サービスの質、産業競争力、
地域社会の機能の低下

デジタルによる変革

- ・デジタルを活用した担い手不足の解消、柔軟で多様な働き方の実現
- ・デジタルを活用した地域課題の解決

条例制定の経緯

- R4.12 DX・働き方改革推進本部
→本部長(知事)から条例制定検討指示
- R5.10 これまでの取組みを評価・総括
→県・市町村、産官学連携が不十分などの課題、より複雑な課題を解決する必要
- 条例を制定して取組みを強化することが重要と有識者からも助言
- R5.12.15～R6.1.12 パブリックコメント
- R6.2月 条例案を県議会に上程

富山県の取組み

令和3年度
～5年度

デジタルによる変革と働き方改革を推進するための基本方針とアクションプランを策定し、取組みやすい課題から解決を図る（スモールスタート）

富山県デジタルによる変革推進条例の制定（R6.3月）

県民、事業者、市町村など地域社会の全ての構成員が、デジタルによる変革と働き方改革に対する共通の認識を持ち、推進体制を強化して、将来のありたい姿を目指し、連携及び協力する

県民

事業者

市町村

県

デジタルによる変革と働き方改革に対する認識の共有、推進体制強化

目的

基本
理念

それぞれの
役割

基本的施策

行政サービスの利便性や質の向上
産業競争力の強化
活力ある地域社会の実現
人材の育成
働き方改革の推進

「ゆとりと豊かさを実感できる富山県」を目指し、連携・協力

富山県デジタルによる変革推進条例の概要

前文（ポイント）

- 人口減少と少子高齢化の進展は、**社会を支える担い手不足に伴うサービスの質や産業競争力、地域社会の機能の低下**などを招くことが懸念される
- **行政運営や事業活動におけるデジタルの活用**は、
 - 業務のスピードや正確性の向上に伴う**労働力不足の解消、生産性の向上が実現**
 - 県民一人ひとりに寄り添った**新しいサービスやビジネスの創出**
 - 新たな方法による地域社会の課題解決**などが期待また、デジタルの活用により**時間や場所に拘束されずに働き、個々の事情に応じた柔軟で多様な働き方が可能**
- これまで経験したことがない**人口減少の時代が到来**する中で、本県の産業が発展し、県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を実現していくためには、**デジタルによる変革に社会全体で取り組む**必要がある
- 県民、事業者、市町村、県といった**地域社会の全ての構成員**が、基本理念を共有し、それぞれが果たす役割を理解した上で、より強力な**推進体制の下、互いに連携・協力しながらデジタルによる変革に取り組み、ゆとりと豊かさを実感できる富山県を実現する**ため、この条例を制定する

目的（第1条）

- デジタルによる変革の推進に関し、**基本理念**を定め、**県の責務、県民・事業者の役割**を明らかにする
- **デジタルによる変革を推進する体制・基本的施策**を定め、デジタルによる変革を総合的かつ計画的に推進
- **本県経済の持続的かつ健全な発展と県民の幸福な生活の実現に寄与**

富山県デジタルによる変革推進条例の概要

定義（第2条）

- 「デジタルによる変革」 デジタルを適正かつ効果的に活用することにより、**社会をあらゆる面でより良い方向に変化させること**

基本理念（第3条）

- デジタルによる変革は
 - **本県が直面する様々な課題を克服し、産業競争力の強化・活力ある地域社会の実現**に寄与するために
 - **全ての県民がゆとりと豊かさを実感することができる生活の実現**に寄与するために
 - デジタルの活用が**目的ではなく手段の一つ**であるという認識のもとに 推進する
- デジタルによる変革の推進に当たっては
 - 全ての県民がその成果を享受できるよう**情報格差の解消**に取り組む
 - 個人・団体の権利利益を害さないよう**適切な情報セキュリティ対策**を講じる

県の責務（第4条）

- 基本理念にのっとり、デジタルによる変革の推進に関する総合的な施策を策定し、実施
- 広報活動等を通じて、**デジタルによる変革の推進の重要性に関する県民の理解を深め、県民のデジタルの利用等を促進するために必要な措置を講ずる**よう努める
- **県政の全ての行政運営において、デジタルによる変革を進める**

富山県デジタルによる変革推進条例の概要

市町村との連携（第5条）

- 県は、地域社会におけるデジタルによる変革の推進に当たっては、**市町村と連携し実施**するよう努める
- 県は、市町村が進めるデジタルによる変革に関し**必要な情報を提供し、市町村の求めに応じ技術的な助言**を行う

県民の役割（第6条）

- **デジタルによる変革を推進していくことが重要であること**の理解
- **デジタルを活用した社会経済活動への参加、デジタルを活用した行政手続・行政サービスの積極的な利用** に努める

事業者の役割（第7条）

- **自らの事業活動においてデジタルによる変革を推進**
- **県が実施するデジタルによる変革の推進に関する施策に協力** するよう努める

実施計画の策定（第8条）

- 知事は、デジタルによる変革の推進に関する**施策の総合的かつ計画的な実施を図るための計画を策定**
- 実施計画は、○目標 ○施策の基本となる事項 ○体制の整備に関する事項 ○その他必要な事項 について定める
- 実施計画を策定、または変更したときは、**速やかに、これを公表**

富山県デジタルによる変革推進条例の概要

基本的施策（第9条～第13条）

県は、

➤行政サービスの利便性や質の向上

デジタルを活用した行政手続その他行政サービスの利便性や質の向上に必要な措置

➤産業競争力の強化

デジタルを導入する事業者への支援、データの活用等により新しいサービスやビジネスを創出する事業者への支援

➤活力ある地域社会の実現

防災、観光、交通、子育て、福祉など様々な分野でデジタルを活用して地域課題を解決する取組

➤人材の育成

デジタルに関する専門的な知識又は技術を有する人材その他必要な人材を育成

➤働き方改革の推進

デジタルを活用した多様で柔軟な働き方の推進、業務の効率化

その他必要な措置を講ずるよう努める

財政上の措置等（第14条）

➤ 県は、デジタルによる変革の推進に関する施策を実施するため**必要な財政上の措置**その他の措置を講ずるよう努める

推進体制の整備（第15条）

➤ 県は、デジタルによる変革を推進するため、**必要な体制を整備**する